

本庄税務署から確定申告のお知らせ

確定申告は、ご自宅からスマホ・パソコンでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。
確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードをお持ちのかたは、マイナンバーカード対応のスマホまたはICカードリーダーライターを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

- ◎休日でも原則24時間、ご自宅から申告ができます。
- ◎還付申告の場合、e-Taxなら早期還付されます。
- ◎マイナポータル連携により、一部の所得控除などが自動入力されます。
令和4年分からは、新たに1年間分の医療費の情報、公的年金等の源泉徴収票、国民年金保険料が自動入力の対象になります。
- ◎令和4年分からは、申告の際に必要なマイナンバーカードの読取回数が1回になります（過去にマイナンバーカード方式で申告されたかたが対象です）。
- ◎スマホ申告は、専用画面を用意しています。令和4年分からは、青色申告決算書・収支内訳書の作成がスマホ専用画面で可能になります。



マイナポータル 確定申告 動画で見る 確定申告

確定申告会場を利用されるかたへ

確定申告会場内の入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。マスクを着用していただき、少人数でお越しください。入場の際に検温を実施します。咳、発熱などの症状があるかたは、入場をお断りいたします。



国税庁LINE公式アカウント

問合せ＝本庄税務署 ☎22-2111(自動音声案内2)

令和4年分所得税確定申告 税理士による無料電話税務相談をご利用ください

各税理士事務所において、原則電話による申告相談を行います。事前に電話連絡のうえご利用ください。

■対象者 年収600万円以下の給与所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除などの申告をするかた、または年金受給者で確定申告が必要なかた

■無料税務相談の日程 2月1日(水)～15日(水) (日曜・祝日を除く) 午前9時30分～午後4時

日程	税理士名	電話	事務所所在地
2月1日(水)	浅見 秀子	☎24-0679	本庄市西富田
	柴崎 厚	☎22-0606	本庄市栄
	三沢 俊之	☎21-2800	本庄市朝日町
2月2日(木)	木村 睦子	☎23-1120	本庄市けや木
	小池 裕太	☎22-3074	本庄市本庄
	野沢 一雄	☎34-2696	上里町七本木
2月3日(金)	青木 貴子	☎22-3491	本庄市南
	塚本 富雄	☎76-0684	美里町下児玉
	藤井 桂一	☎21-3625	本庄市見福
2月4日(土)	岩堀 薫	☎21-1678	本庄市朝日町
	小川 輝	☎21-0888	本庄市牧西
	根岸 精一	☎21-2235	本庄市五十子
2月6日(月)	池田 敦司	☎71-7901	本庄市西富田
	鴨田 宏生	☎22-9228	本庄市早稲田の杜
	松木 正則	☎34-0307	上里町七本木
2月7日(火)	須永 秀和	☎22-4867	本庄市前原
	田村 加代子	☎33-8859	上里町金久保
	宮田 昌代	☎33-2764	上里町七本木

日程	税理士名	電話	事務所所在地
2月8日(水)	黒澤 祥一	☎33-1414	上里町七本木
	田中 圭二	☎22-3733	本庄市栗崎
	目時 悟	☎33-8859	上里町金久保
2月9日(木)	田村 修	☎24-5533	本庄市本庄
	松本 悦子	☎24-1965	本庄市若泉
	山下 政信	☎72-1317	児玉町吉田林
2月10日(金)	小暮 眞一郎	☎33-2141	上里町勅使河原
	多賀谷 実	☎21-7871	本庄市見福
	三澤 力男	☎25-7988	本庄市朝日町
2月13日(月)	入 敏明	☎71-7792	本庄市千代田
	角谷 高之	☎22-5370	本庄市駅南
	塚本 雅俊	☎71-4910	上里町七本木
2月14日(火)	松本 和弘	☎33-0315	上里町三町
	松本 純一	☎33-0315	上里町三町
	真々田 豊	☎71-4529	本庄市東台
2月15日(水)	菅野 幸夫	☎24-3602	本庄市若泉
	田村 幸一	☎71-7808	本庄市下野堂
	吉澤 政志	☎71-9945	上里町勅使河原

問合せ＝関東信越税理士会本庄支部 ☎35-1128

確定申告、町・県民税（住民税）申告の準備をお願いします

2月16日(木)から3月15日(水)まで（土日・祝日は除く）、

所得税の確定申告および町・県民税（住民税）申告の申告相談を行います。

相談会場・日時

■会場：防災倉庫 会議室
(役場庁舎北側)

■相談時間：午前9時～正午
午後1時15分～4時

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場内の混雑緩和のため、時間枠を指定した整理券の配布を行います。



※整理券は午前8時45分から配布します。

■申告相談日程

2月の申告相談日と対象行政区

16日(木)	下児玉
17日(金)	北十条・南十条
20日(月)	沼上
21日(火)	北阿那志
22日(水)	関
24日(金)	根木・関
27日(月)	南阿那志・小茂田
28日(火)	小茂田

3月の申告相談日と対象行政区

1日(水)	湯桁・野中
2日(木)	大仏
3日(金)	白石・円良田
6日(月)	小栗・湯本
7日(火)	猪俣
8日(水)	古郡
9日(木)	甘粕
10日(金)	木部・中里
13日(月)	広木
14日(火)	駒衣
15日(水)	上記相談日に都合の悪いかた

※指定日に都合の悪いかたは、指定日以外でも申告を受け付けます。

【新型コロナウイルス感染防止対策のお願い】

- ◎発熱などの症状が出ているかたは、ご来場をお控えください。
- ◎会場での検温、手指消毒、マスク着用にご協力ください。
- ◎定期的に換気を行いますので、暖かい服装でお越しください。

相談会場では、職員が対面で相談を受け、申告書を作成します。
待ち時間短縮のため、あらかじめ以下の書類の準備をお願いします。

マイナンバーが確認できるもの

- ・マイナンバーカードまたは通知カード

所得のわかる書類(例)

- ・給与所得の源泉徴収票（2か所以上に勤務されているかたはすべての源泉徴収票）
- ・公的年金等の源泉徴収票（1月下旬頃までに年金の支払者から送付されます）
- ・個人年金の支払証明書
- ・シルバー人材センターの配分金支払証明書
- ・生命保険の満期保険金支払明細書

収支内訳書

- ・事業所得（営業、農業）、不動産所得のあるかたは「収支内訳書」の作成が必要

医療保険者から送付される「医療費のお知らせ」

または「医療費控除の明細書」

- ・医療費のお知らせに記載していない医療費は、医療費控除明細書の作成が必要
- ※医療費控除の明細書の様式は、町ホームページからダウンロードできます。

控除の証明となる書類

- ・寄附金（ふるさと納税、義援金など）の受領証明書
- ・生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ・社会保険料（国民年金保険料など）の控除証明書
- ※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を現金や口座振替で納付したかたは、「保険料（税）の納付済額のお知らせ」（ハガキ）を1月下旬に発送します。

公的年金等の受給者のかたへ

- ◆公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下のかたは、所得税の確定申告は不要ですが、町・県民税（住民税）の申告は必要です。
- ◆公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除の他に追加する控除のあるかたは、確定申告または町・県民税（住民税）申告により、所得税が還付されたり、来年度の町・県民税（住民税）が減額される場合があります。

問合せ＝税務課 住民税係 ☎76-5131